

決議 13.6 (CoP16 で改正) * [仮訳]

「条約適用前標本」に関する第 7 条 2 項の施行

条約の規定がその標本に適用される前にその標本が取得されたことを輸出国または再輸出国の管理当局が認め、その旨の証明書を発給するときは、第 3 条、4 条、5 条の規定が免除されることを条約第 7 条 2 項で規定していることを想起し、

この規定の実施により技術的な困難とより根本的性質の困難の両方が生じたことに留意し、

第 5 回締約国会議（ブエノスアイレス、1985 年）で採択された「条約前標本」という用語の定義に関する決議 5.11 が第 7 条 2 項の実施に関係する問題の一部のみを解決することが判明したことにさらに留意し、

第 7 条 2 項の実施にあたり輸入国が果たす決定的役割および条約前証明書の対象である標本の輸入に対して一層厳重な国内措置を適用するという第 14 条 1 項による締約国の権利を認識し、

条約締約国会議は

第 7 条 2 項の目的に即して次のとおりに勧告する。

- a) 条約の規定が標本に適用される日付は当該種が最初に附属書に掲載された日付とすること。かつ、
- b) 標本の取得日は、動物もしくは植物、または部分または派生物の場合は、それらが取られた動物もしくは植物が、次のいずれかであることが判明し

た日付と考えること。

- i) 野生から除去された。または
- ii) 制御環境内において飼育下で誕生または人工的に繁殖された。または

その日付が不明であるか、または証明できない場合、標本が取得された日付は、いずれかの person により最初に所有された日付として証明可能な最も古い日付とする。さらに次のとおりに勧告する。

- a) 締約国は上記 b) 項に従い、発給される全条約前証明書に当該標本の正確な取得日または標本が特定日より前に取得されたという証明を記載し、そのような証明書の保持者に対し、意図する宛先国の潜在的輸入者または管理当局に後者が輸入許可書を受理するかどうかを確認するよう助言すること。かつ、
- b) 締約国はこの決議に準拠して発給された場合のみ条約前証明書を受理する。

締約国会議がその種の附属書 I 掲載を承認した日付と掲載が発効する日付の間にその種の標本の過剰な取得が行われることを防ぐために必要な措置を講じるよう締約国に呼びかける。

決議 5.11（ブエノスアイレス、1985 年）を廃止する—「条約前標本」という用語の定義。 ■

* 第 16 回締約国会議で改正。